

百里飛行場の整備に関する協定

平成 13 年 4 月 16 日

防衛庁長官官房長



国土交通省航空局長



防衛庁長官官房長と国土交通省航空局長は、百里飛行場の共用化に向けた整備に関し、次のとおり協定する。

- 第 1 条 防衛庁は、国土交通省が民航中型機の利用に供するため、別図及び別紙のとおり整備工事を行うことに同意し、協力するものとする。
- 2 国土交通省は、前項の整備工事を同飛行場における自衛隊の航空機等の運用・訓練に支障のないよう実施するものとする。

第 2 条 前条第 2 項の整備工事の内容は別紙 A 欄のとおりとする。

- 2 防衛庁及び国土交通省は、整備工事に関し、別紙 B 欄に掲げる区分に応じて予算措置を行うものとする。
- 3 国土交通省が予算措置を行う整備工事のうち、防衛庁が支出に関する事務の委任を受けて行うものは、別紙 C 欄に掲げるところによる。

第 3 条 整備工事完成後の同飛行場における国土交通省の管理区域は、

民航ターミナル地区、VOR地区及び新たに設置する調整池とする。

(別図参照)

- 2 国土交通省は、整備工事に伴い取得した土地、建物及び工作物であつて、防衛庁の管理区域に属することになるもの(別紙D欄)については、防衛庁が管理することが適当な財産であるため、防衛庁に無償で所管換えすべく速やかに所要の手續を行うものとする。
- 3 防衛庁は、第1項により国土交通省の管理区域に属することになる土地及び工作物については、国土交通省が管理することが適当な財産であるため、国土交通省に無償で所管換えすべく速やかに所要の手續を行うものとする。
- 4 新設滑走路等は、整備工事完成後第2項による所要の手續を完了する前にあつては、防衛庁が使用承認の手續をとつて使用するものとする。

第4条 整備工事の具体的内容、工事工程計画、工事中の運用制限及びその他の本協定実施の細部については、別途協議して定めるものとする。

第5条 整備工事实施期間中における土地の一時使用及び工事区域の管理については、現地関係機関の間で協議して定め、使用承認の手續を行うものとする。

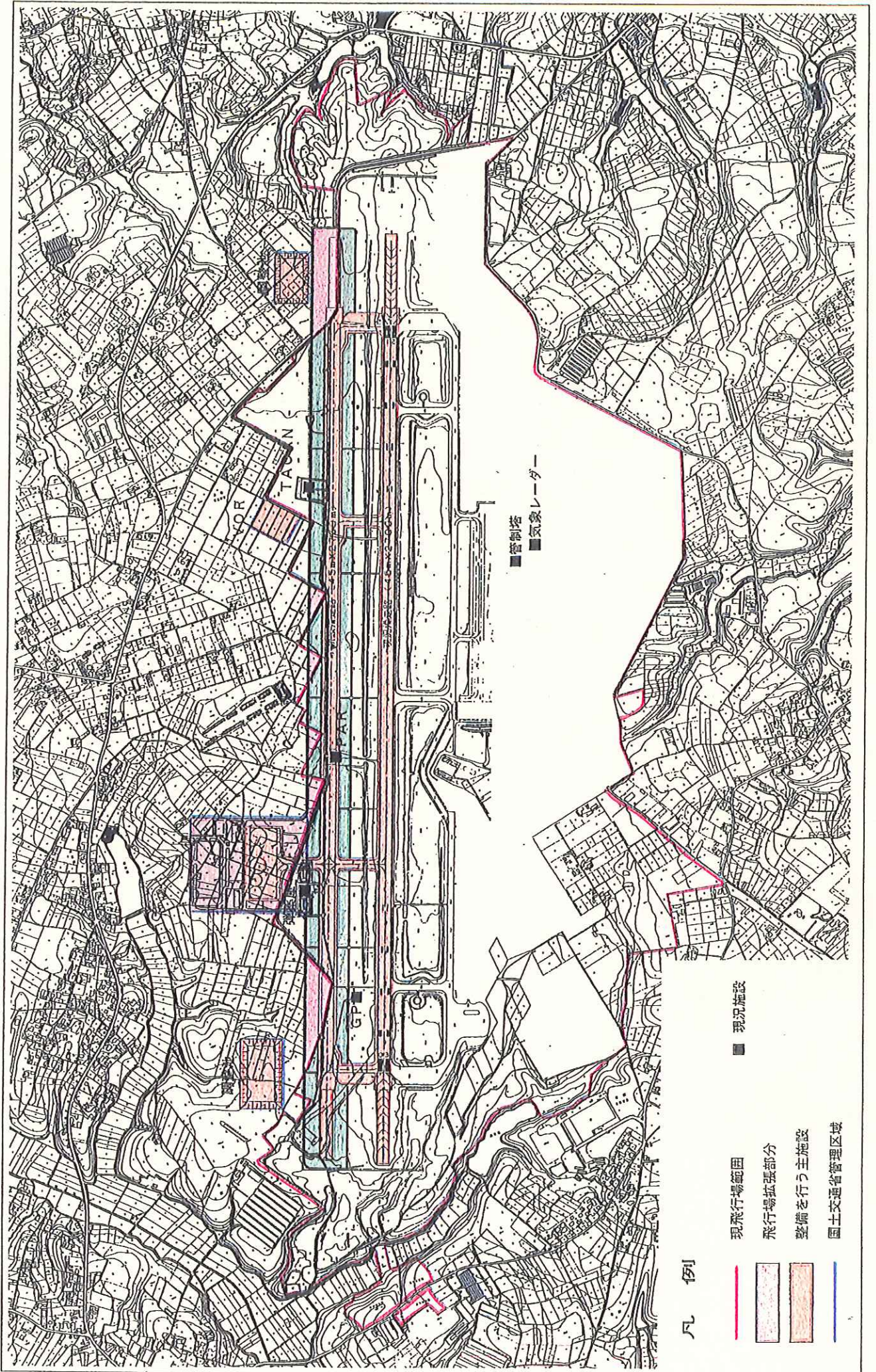
第6条 本協定に定めない事項については、必要に応じて別途協議して定めるものとする。

A 工 事 区 分		B 予算措置を行う省庁		C 国土交通省から防衛庁に支出委任するもの	D 防衛庁の管理区域に属することとなるもの	備 考
		国土交通省	防衛庁			
新滑走路・着陸帯						
1	用地買収・物件補償	○			○	
2	弾薬庫移設	○		○	○	
3	用地造成	○			○	
4	排水施設	○			○	
5	滑走路	○			○	
6	取付誘導路	○			○	民航ターミナル地区除く
7	連絡誘導路	○			○	ウォームアップエプロン含む
8	消火施設	○			○	必要な場合
9	場周（外周）道路	○			○	
10	保安道路	○			○	必要な場合
11	場周柵（外柵）	○			○	
12	進入灯火	○		○	○	
13	滑走路灯火	○		○	○	
14	誘導路灯火	○		○	○	
15	VOR	○				
16	TACAN移設	○		○	○	
17	場外排水施設	○				調整池含む
18	バリアー移設	○		○	○	
現滑走路・着陸帯						
19	用地造成	○		○	○	
20	排水施設	○		○	○	
21	滑走路改良	○		○	○	取付誘導路摺付含む
22	連絡誘導路	○		○	○	ウォームアップエプロン含む
23	保安道路	○		○	○	必要な場合
24	進入灯火	○		○	○	
25	滑走路灯火	○		○	○	
26	誘導路灯火	○		○	○	
27	PAR移設	○		○	○	
28	GP移設	○		○	○	
29	バリアー設置	○設置	○機材	○設置	○	
民航ターミナル地区						
30	用地買収・物件補償	○				
31	用地造成	○				
32	排水施設	○				
33	取付誘導路	○				
34	エプロン	○				
35	誘導路灯火	○				
36	エプロン灯火	○				
37	道路・駐車場	○				
38	航空局庁舎等	○				
その他						
39	管制塔移設	○		○	○	
40	気象レーダー移設	○		○	○	必要な場合
41	電源施設	○		○	○	
42	気象施設・警備用機材等移設	○		○	○	必要な場合

注) 民航機は中型ジェット機を想定

注) 「別図」桃色・緑色着色区域内は国土交通省が施工

百里飛行場整備計画



凡 例

- 現況施設
- 現飛行場範囲
- 飛行場拡張部分
- 整備を行う主施設
- 国土交通省管理区域